

柿 生 文 化

柿生郷土史料館 情報・研究誌

住所:川崎市麻生区上麻生 6-40-1

柿生中学校内

電話:070-1503-6401/044-988-0004

http://web-asao.jp/hp2/k-kyoudo

第162号

かわさきの 郷土史を読む2

やまだくらたろう かわさきしこう
山田蔵太郎著 『川崎誌考』(その2)

川崎市教育委員会事務局文化財課学芸員 新井 悟

前回に引き続き、1927(昭和2)年に刊行された山田蔵太郎著『川崎誌考』をご紹介します。『川崎誌考』は全622頁のボリュームがあります。

川崎市は、1924(大正13)年7月1日に、川崎町と大師町、御幸村が合併して市制施行しました。誕生時の人口は約5万人(現在は約154万人)でした。その後、北西部の町村を合併して行き、最後に1939(昭和14)年4月1日に柿生村・岡上村を合併し、現在の市の姿がほぼ完成しました(臨海部の埋立地をのぞく)。『川崎誌考』が出版された1927(昭和2)年ころの川崎市は、まだ小さな市でした。そういう事情があるので、現在の川崎区から幸区あたりの記述が中心で、必要におうじて現在の中原区、高津区周辺に筆が及んでいます。

◆『川崎誌考』の構成と方法◆

川崎誌考の目次をみると、「第一章 地質上の川崎」、「第二章 考古上の川崎」、「第三章 地形上の川崎」、「第四章 歴史上の川崎」、「第五章 工業川崎誌」となっています。第1~3章までが約200頁、第4章が240頁、第5章が残りという具合で、すべての時代に目を配った分量です。執筆時、現在とは違って利用できる資料が少なかったことを考えると、大変な努力をしていることが想像されます。ちなみに、今の時代区分でいうと、旧石器時代から奈良時代までが第1~3章までに、平安時代から江戸時代までが第4章に、明治・大正時代が第5章におさめられています。

記述の方法も、地質学、考古学、歴史学と多彩です。歴史の舞台となる市域の地質と地形を詳述し、遺跡の踏査と発掘成果から古代人の生活環境を復元し、文献や石造物、社寺に残る言い伝えから、平安時代以降の川崎に生きた人びとの足跡を活写していきます。

◆貴重な遺跡の記録を今に遺す◆

山田蔵太郎が生きた頃の川崎は、今とは大きく異なり、街道筋にできた町をのぞくと、広大な田園風景が広がっていました。多摩丘陵の上には畑が広がり、山の斜面は里山、低地部は水田という風景です。このような環境のなかで遺跡の踏査を行ったのですから、山田蔵太郎は、貴重な遺跡をみえています。ここでは山田蔵太郎が記録を残さなかったら、私たちがその存在さえも知ることはなかった遺跡を二つご紹介します。一つは中原区上丸子の上丸子古墳、もう一つは川崎区八丁畷の山伏塚です。

上丸子古墳は、東急東横線の新丸子駅の北東部、現在の多摩川の河川敷にあった古墳です。ここには青木根という地名でよばれ、村があったのですが、大正時代に多摩川の堤防工事が行われ、村ごと移住させられることになりました。この村にあったのが、上丸子古墳です。山田蔵太郎はこの堤防工事の現場に赴いてこの古墳を観察したようです。残念ながら目撃した記録しか残っていないのですが、前方後円墳の可能性もあると感想を残しています。また、工事の現場事務所に置かれた完形品の人物埴輪や出土した土器片の写真を撮影して『川崎誌考』に載せています。これには、その後当時の内務省に運ばれたのが、関東大震災の火災にあって灰塵に帰したという後日談が載せられています。まさに、その写真がなければ、埴輪の存在した証拠が残らなかったのです。

八丁畷の山伏塚は、1922(大正11)年に初めて見たときには畳1枚くらいの広さの低い高まりが水田の中にあつたということですが、翌年には削られて、完全に失われたようです。明治の初年ごろまでには、まだ大きな墳丘があつたようですが、「明治五年に開通した京浜鉄道の工事中工夫が此の塚の或部分を切崩したところ、穴があつて其処から白い煙のようなものが立昇つた。」と記録されています。なんだか怪談じみた話ですが、じつは「白い煙」というのが肝心なところで、実際に未盗掘の石棺や石室を開いたときに「白い煙」を目撃した考古学者がいます。逆に古墳であつた信ぴょう性があるのです。山伏塚にも「穴があつて其処から白い煙」ということですから、やはり横穴式石室があつたのだと思われます。また付近の農家からの聞き取り談として「土で出来た人の形」をしたものが出土したという記録を載せています。おそらく人物埴輪があつたのでしょう。さらに周辺に複数の塚があつたという目撃談を紹介しています。これがすべて古墳でしたら、川崎の海に面した海浜の古墳群があつたということになります。現在の八丁畷周辺は、市街地化が進んでいます。水田もありません。山田蔵太郎がまとめてくれたおかげで、この事実を知ることができるのです。

ご興味がある方のために、川崎市立図書館の蔵書をご紹介します。『川崎誌考』は、1927(昭和2)年発行の版が9冊、1982(昭和57)年に復刻再刊された版が16冊所蔵されています(2021(令和3)年8月末時点)。貸出禁止になっているものが殆どですが、一部に貸し出せるものもあります。

王禅寺二度目の火災

飛田三枝子(柿生郷土史料館専門委員)

江戸時代、王禅寺境内には、現在の蓮華蔵院王禅寺のほかに5寺院があり、正徳2年(1712)の「王禅寺境内社地出入裁許絵図」にも描かれています。門から観音堂に向かう道の右側に持明院、華蔵院(現在の蓮華蔵院王禅寺)、左側に等持院、蓮乗院、宝幢院、金剛院の順にありました。(位置関係は「都筑・橋樹地域史研究3」による)今回引用したのは「志村家文書」ですが、そこでは蓮華蔵院王禅寺を王禅寺としているので、以下それに従って書いていきます。

王禅寺境内には江戸期に少なくとも二度火災にあったことが分かっています。その時期は一度目は寛政10年(1798年)で一致していますが、二度目の火災については書物によって相違が見られます。その理由は火災から年数が経って書かれた記録類に拠っているせいだと思われるので、ここでは火災から間もない時期の文書を取りあげます。

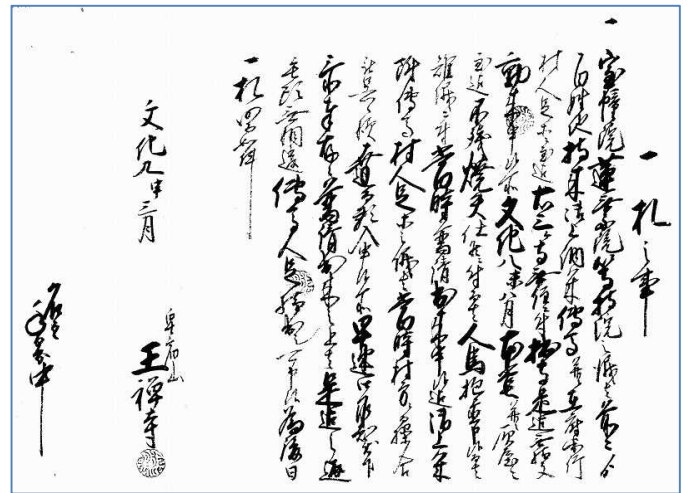
一札の事

宝幢院、蓮乗院、等持院の儀は前々より百姓地持ち来たり、御上納米・伝馬ならびに在府歩行・村人足等に至るまで、右三ヶ寺無住につき、拙寺これ迄さしつかえ無く勤め来たり申し候ところ、文化八未八月、本堂ならびに灰屋にいたるまで残らず焼失仕り候については、人馬抱え置き申し候ては難儀につき、当時普請出来申し候まで御上米・附伝馬・村人足の儀は当時村方にて繰り合わせくれられ候様たつて頼み入り申し候・・・

文化九申三月

星宿山王禅寺 印

名主・年寄中



志村家文書「一札の事」

内容は、宝幢院など3院は前々から百所地である田畑を村に持っていたため年貢米を上納し、村人足などを勤めてきたが、住職がいなくて王禅寺が引き請けてきた。しかし本堂等が全焼したので3院の管理は村方に頼むといったもの。文章におかしいところがありますが、印が押されており正文と考えられます。これは火災から7ヶ月後に王禅寺が村の名主・年寄達に宛てたものなので、ここに書いてある火災の日附、文化8年8月(1811年)は正確ではないでしょうか。

本堂等が文化8年に再び焼失したとすると、それは、寛政10年(1798)の火災後、住職祐昭(文化5年に隠居)が寺域の立木を売り払ったりした結果、「過大な建立」と自身でいっている文化4年(1807)の再建完成から僅か4年後のことです。寺には再々建の費用は無く、本堂が再建されたのは天保14年(1843)でした。

また、この文書では、3院の勤めとして、伝馬、在府歩行、村人足などがあげられていますが、そのような勤めは増上寺領として助郷役などが免除されていた王禅寺村には元々無いはずで、文章が繋がっていないようなこの文書は、この時の住職巧快が甲州街道布田宿栄法寺(王禅寺末寺)の出身であることと関係していそうです。

王禅寺は御朱印地として30石を与えられており、王禅寺領地は境内周辺と下麻生村境目辺に点在していました。30石の半分は王禅寺が取り、5院には2石ずつ配分されていますが、この文書の百姓地は増上寺領で、村人から江戸期前半に3院が取得したものです。文化11年の田畑名寄帳をみると、3院の田畑は計2町4畝。この面積は村では有数の地主となります。

さらに二度目の火災の記録としては、「新編武蔵国風土記稿」(文化～文政年間に作成)があります。ただ注意しなくてはならないことは、風土記稿では「本堂七間四方、南向なり、大悲閣の三字を扁す 本尊観音…」とあり、本尊である観音を祀る観音堂を本堂としている点です。観音堂が本来の本堂であることは、門・仁王門から観音堂という位置関係でもあきらかで、観音堂は二度とも焼けなかったことが分かります。

「志村家文書」での王禅寺本堂は、風土記稿に「客殿跡 本堂の巽の方にあり、近き頃回祿にあひて再興せず、又庫裡等もこのつづきなりしが、これも焼失せりと云…」と記されている「客殿」のことでしょう。たしかに観音堂の巽(東南)の方角にあります。「近き頃」とあるので、火災後間もない頃に「風土記稿」の筆者は村に来たと思われます。

シリーズ
教育の歩み 第3部

日本の学校と教育(18)

小林 基男(柿生郷土史料館専門委員)

◆立身出世主義の誕生◆

就学率をどう上げるか。この点もまた政府にとっての難問でした。当時の財政事情から初等教育の無償化は出来ない相談でした。貧しい農民や職人にとって、学齢に達した子供たちは、仕事の手伝いに見える労働力でしたから、そんな子ども達をわざわざ授業料を払って、学校に行かせる気にはとてもなれなかったのです。

政府は、学制の公布当時から、就学率の向上に手を尽くしてはいたのですが、明治20年代に入ってくると、旧支配層以外からの人材登用をめざして、高等教育を受ければ家柄に関係なく出世できるという、立身出世主義の利用を決断します。全国の市町村に、地元の秀才と思しき子ども達に、高等教育の登竜門である五年制中学校の入学試験を受けさせるよう強く要望したのです。当時の五年制中学校への進学率は、明治末年でも8%程度でしたから、これはもう入学出来れば、それだけで地域社会のエリートの地位が約束されたようなものだったのです。

中央から派遣された県令や郡長は、中央の要請に従って地域の名望家から互選された市町村長に、村の秀才の選抜と選抜した子供たちが勉強を続けられるよう支援することを求めたのです。思案顔の市町村長には、村の子が中学校を優秀な成績で卒業し、県立高校から帝国大学へ進むなら、卒業後の立身出世は望み通りで、お国のために活躍して、村や地域の名を高め、後に続く次の世代の子ども達の励みにもなると、説き伏せたのです。村の神童が天皇のお膝元で大活躍するかもしれない、そんな夢は、地域の名望家たちにとっても、覚めないでほしい楽しい夢になったのです。

村一番の秀才は誰か。村で一番でも尋常小学校や高等小学校で一番優秀なのは誰か。こうなると村の駐在さんや郵便局長さんらを含めた村の名士たちだけでは判断しかねます。学校の先生の眼力が何より大切にされたのです。それだけ当時は、先生たちの社会的地位は高かったのです。こうして、貧しき家庭の子ども達でも、その学力が先生や有力者の目に留まると、上級学校に進んで勉強を続けることが可能になったのです。貧しき親たちもまた、「もしやウチの子が…」と淡い期待を持つようになり、労働力として一日中こき使うことが出来なくなっても、小学校に通わせることを拒否することは無くなっていったのです。こうして明治20年代後半から、就学率は目覚ましい向上を続け、日露戦争(1904~05, 明治37~38年)終了時には、90%台に乗せてきたのです。ようやく、「初等教育を全ての子どもたちに」行き渡らせることができたのです。

1929年完成の旧制福岡中学校校舎
現在は福岡高校校舎(県有形文化財)旧制第三高等学校の正門と校舎
(1890年代)

現実はどうだったでしょう。村社会や地域社会は、日本全体では数千、数万の単位で存在しました。村や地域の期待を背負って、中学校の入学試験を受け、見事合格を勝ち取った村の秀才たちの多くは、中学校では集団の中に埋没し、平凡な成績の持ち主となって県立高校から帝国大学への進学は叶わぬことになるのです。それでも考えてみてください。旧制中学校(五年制中学校)への進学率は、同年齢の男子の僅か8%に過ぎないのです。そのため旧制中学の卒業生は、地域社会ではエリートなのです。実際に村や地域の役人には、中学校出身者が多かったのです。彼らは一定の地域貢献を果たし、村の期待にはそれなりに応えることが出来たのです。まさに将来の村の名士の仲間入りは約束されていたのです。これは大きな事でした。

五年制の中学校を卒業し、さらに上を目指すエリートたちは、教師志望者は師範学校、軍人志望者は士官学校、各種の専門学校へ進む者と、三年制の旧制高校へ進む者に分かれました。旧制高校に入学した学生は、中退しない限り全国に八つしかない帝国大学に、事実上ほぼ無試験で入学できました。中学校4年終了以上で受験できた高等学校に入学出来れば、帝国大学に入学したのと同じことだったのです。それゆえ、旧制高等学校については、弊衣破帽に酔った勢いでの放歌高吟など無頼の話も多いのですが、若者たちが3年間の生活で、書を読み、人生を語り合い、「人はいかに生きるべきか」を真剣に語り合ったこともまた事実でした。高等学校時代は飛躍のための基礎固めの時期でもあったのです。

続く

誌上特別展

写真で見るふるさとの原風景(4) 王禅寺／岡上



王禅寺旧本堂 平成2年



琴平神社旧本殿 平成19年6月火災により焼失



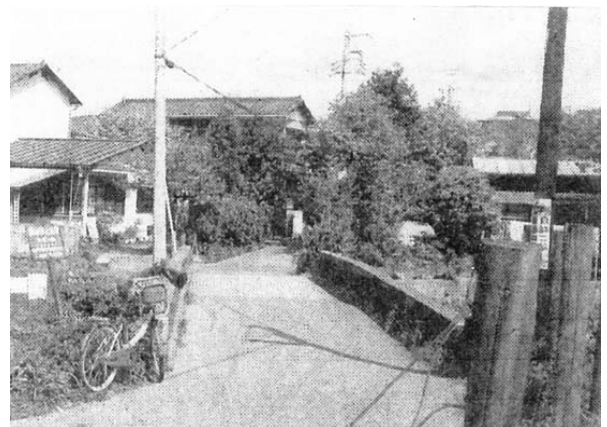
梨の木団地造成工事 昭和35年



真福寺市営住宅付近 昭和30年頃



白山神社への道 昭和49年



岡上大正橋 昭和60年頃

柿生郷土史料館催物案内 【参加自由、入場無料】

◎開館日:奇数月は毎日曜日、偶数月は毎土曜日 (原則として月4回)

11月 7・14・21日(毎日曜日) 12月 4・11・18日(毎土曜日)

◎開館時間:午前10時～午後3時(緊急事態宣言、蔓延防止等重点措置宣言下では休館です)

第19回 特別企画展

写真で見るふるさとの原風景

戦後における村々の変貌の過程や、各地の開発の様子など、柿生地区村々の変遷の様子をお楽しみください。緊急事態宣言等が再発された場合、宣言解除まで再休館・再日程となります。

期間 10月2日(土)～1月30日(日) 会場 柿生郷土史料館特別展示室